

特集・新学習指導要領と新潟県の教育

学習指導要領と子どもの

からだ、遊びとスポーツ



山崎 健

今回の指導要領の改定では、君が代・日の丸の強制や、道徳教育の強化などが不安と関心をよんでいます。しかし、問題はそれだけなのでしょうか？本稿では、子どものからだをめぐる問題について、健康やスポーツという側面から検討してみたいと思います。

一、子どものからだの「おかしさ」について

一九七八年十月九日、NHKテレビ特集で「警告！子どものからだは蝕まれている」が放映され、「朝からあくび」「背中がグニャ」「転んでもかばい手が出ない」などの子ども達の実態が報告され、大きな国民的関心をよびました。正木健雄氏らの調査などを総合

すると、この子どものからだの「おかしさ」は、背筋力の低下（ここ数年は停滞）、姿勢の崩れ、腰痛、土踏まず形成時期の遅れ、体温の低下、脳の覚醒水準の低下、防御反射の低下、ムシ歯・骨折の増加などです。

しかし、この「おかしさ」の背景には、例えば「対処療法」の背筋力のトレーニングなどでは解決できない重大な問題を含んでいます。そこには、子どもをめぐる生活環境の急変があり、「遊び」や「お手伝い」の減少、受験競争の激化による学習塾・教室通い、ファミコンやゲームセンターの隆盛といった現象が存在しています。精神的にも身体的にも「遊べない子」の存在は、「遊ばしてくれない」「遊ぶ暇がない」「遊ぶ仲間がいない」「遊び方を知らない」「遊ぶ意欲が

ない」等々の実態を通じて「子ども文化」や「こども社会」の崩壊を意味し、地域としての教育力の低下をも意味しています。そして、総運動量の激減とストレスの増加は、大人と同じ運動不足病、肥満、糖尿病といった「小児成人病」の増加を招いています。

二、子どもの発達過程における「遊び」の意義

子どもにとっての遊びの役割は、「小児成人病」の予防としての生物学的意義をもつと同時に、発達の保証（権利の実現）としての意義ももっています。

教育学者のウシンスキー⁽³⁾は、子どもの遊びについて、「我々は、子供の肉体的運動のなかに肉体的衝動の満足だけしか見ないでいることはできない。この運動には精神も参加するのであり、精神は、この運動から肉体と同様に自ずからの利益を引きだすのである。もしも子供に、大人よりもはるかに大きい運動衝動があるとするば、それは、子供の時代には、筋肉が特別急速に発達するということのほかに、子供にとっては、運動が精神の唯一の実際の活動であるという理由からくるのであろう。悪戯と遊戯は、子供の実際の活動のすべてである。」と述べています。

また、心理学者のヴィゴツキー⁽⁴⁾は、子どもの人間的

精神の独自の発達には、人類史的遺産が蓄積（対象化）された文化（材）の獲得によって実現されるとする。精神の歴史的・文化的発達理論」を示しています。

つまり、子ども達は「遊び」に対象化された人類史的な文化（材）に入り込み（我がものとし）、自己の潜在的能力を開花させることによってより人間的に発達し、かつ人類の歴史を一步一步前進させてゆくということを意味しています。これは、「系統発生性の個体発生での反復と個体発生過程での独自性」あるいは「人類進化の原動力としての生産労働と子どもの発達の原動力としての遊び」というシエーマで把握すべき問題であると思われます。

三、子どもの統合機能の三つの段階とその相互作用

近藤薫樹氏⁽⁵⁾は、系統発生との関係から子どもの統合作用を図1のように定義し、身体の発達に根ざして感性と理性とを発達させるA型の保育原理の重要性を指摘しています。筆者はさらに、理性的認識の未発達と停滞、及びその固定化（低学力、落ちこぼし？）による衝動的行動をまねくC型の問題点も指摘しました（図1）。ここで、前段階が何らかの障害を受けたとすれば、当然その上位で発達すべき機能も影響を受けるこ

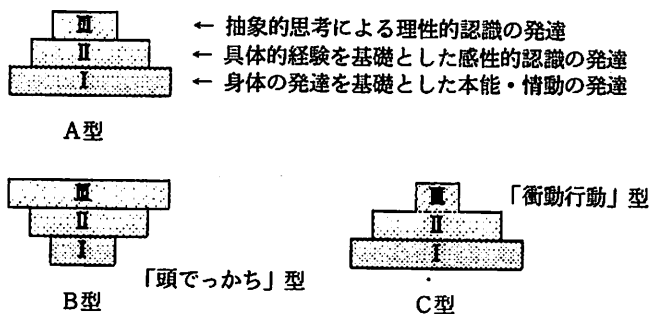


図1 統合機能の三段階のシェーマ

となります。そして、発達の順序性と発達に近接する教育領域の問題も含まれる重要なシェーマです。

子どもの全面的な発達の保証を考えたとき、この三段階の発達と相互作用を実現することは不可欠です。そして、この相互作用を保証する「現実的行為」は文

化・歴史性を対象化させた「遊び」以外にはないものと考えられます。今回の指導要領の改定は、はたしてこの三段階の発達と相互作用を保証してくれるのでしょうか？

四、子どものスポーツをめぐって

以上のように子どもにとっての「遊び」は、健全

な発達にとって極めて重要な意義を持っています。では、子どものスポーツ活動はどうなのでしょう？

オリンピック・チームドクターでもあるスポーツ医学の武藤芳照氏は、「子どものスポーツは、あそびでいい」と断言します。

現在、全国各地で、小学校や中学校における課外スポーツクラブ活動の実態が問題点となっています。

「新潟日報」では、一九八六年と一九八八年に「部活は過熱しているか？」として連載記事を報道しました。また、体育、スポーツ医学、学校保健関係の学会や研究会でもシンポジウムが数多くもたれています。

そこで指摘される問題点は、日曜・休日もない長時間の練習や試合による子どもの生活の偏り、指導者の資格や研修の保証、誤った指導法やしごき・体罰による子どもの人権の侵害（治外法権社会としての学内スポーツ塾？）、「燃えつき症候群」やスポーツ障害の発生による子どもの健全な発達の阻害などがあります。

一方、課外クラブに参加しない子ども達も、スポーツ施設の独占使用による締め出し、遊び場や遊ぶ仲間の激減、学習塾通いなどにより「遊びとしてのスポーツ」から隔離される状況となっています。これらは、運動不足やストレスの増加による小児成人病のリスクの増加にとどまらず、子ども達の発達の権利の「侵害」

ともいえる事態を意味しており、「君たち帰宅部！」では済まされぬ問題であることを示しています。

五、増加するスポーツ障害

日本体育・学校健康センターの調査では、一九八七年に学校災害共済給付が一五〇万件をこえています。特に義務教育では、小学校では遊び時間をピークに六〇万件、中学校ではスポーツ部活をピークに五〇万件を突破しています。⁹⁾

このスポーツ障害は、長時間にわたる練習の繰り返しや発育・発達段階を無視したトレーニング方法の適応の誤り、増加する対外試合数や指導者や管理者の勝利至上主義志向などの結果として子どもに（決して指導者や管理者にではない）「使いすぎ症候群」として発生します。そして、スポーツ障害の慢性化とそれに伴う競技成績の低下は、周囲の外的な抑圧とも関わって、本来好きであるべきスポーツからの隔離や離脱による心理的ジレンマ、自己の存在価値への疑問や問題行動の発生等の要因とさへなると指摘されています。

カナダ・スポーツ科学学会は、「少年期の競技スポーツに関する見解」として以下を示しています。

・子供の運動能力は、年齢よりも成長や成熟の程度に

関係して変化する

・思春期の子供は、高強度の運動に成人と同じようにエネルギーを発生することができないので、成熟度に合わせて強度を調節する

・思春期前の子供は、日常の活動水準が高いので、大人ほどには持久力や筋力に向上が望めない

・思春期以前の子供には、特定のスポーツスキルよりも走跳投捕打などの基礎的な運動技術を教えることが望ましい

六、指導者としての教師をめぐる

では、子ども達の遊びやスポーツに関わる指導者としての教師の実態はどうなっているのでしょうか？

教育「改革」に伴う学校教育の内容の変化は、教育内容の「高度化（詰め込み教育）」と「つまづき」を生みだしています。そのような環境の中で、教師は、授業指導や補習・学級（学校）経営に加えて課外活動の指導をも行なわなくてはなりません。現行の定員枠や過密スケジュールの中では、指定研修・研究等の増加もあり、授業準備や自主的研修・研究へのしわよせにとどまらず教師の生命や健康にさえ悪影響（教師の過労死や労災認定問題）を与えています。

また、教師に対する管理体制の強化の一端としての「対外試合」「勝利至上」の要求は、トレーニング科学やスポーツ医学に関する知識の不足(研修の機会すらない)もあり「早く・長く」という「まちがいのない原理」への安易な依存『スポーツ障害の増加を生みだしています。新潟県教育委員会では、本年の六月と九月に小・中学校の運動部担当の教員を対象に「スポーツ医科学研修会」を開催するようになりました(私も講師の一員です)。このような「公的研修の保証」という卓見は、おおいに評価すべき点であると考えます。

過熱する部活の練習の批判をされた教師が「スポーツ少年団」を結成する例もみられます。たしかに、社会教育としてのスポーツ活動は重要ですが、学校教育体制からの安易な切り離しとならないことも重要です。

また、「民間活力の導入」『受益者負担としての民間スポーツクラブの隆盛も目立ちます。

七、新指導要領は「何を」解決するのか？

このような子ども達のからだ、遊びとスポーツをめぐる状況の中で、今回改定される指導要領は何を解決しようとするのでしょうか？

榊原¹¹⁾は、その本質を、関西に特徴的に現れている「エ

リートコースとしての私立学校」と「道徳の強化とそこそこの教育水準しか保証されない公立学校」への二極分化による再編であると指摘しています。

保健体育での改定の特徴は、こわもての「格技から武道」への名称変更、ソフトな「楽しい体育」の一層の強調、「身辺処理」に矮小化された保健の三つに要約されます。

ある大学の附属中学校では、楽しい体育の展開として以下の例が報告されています。

・バレーボールを構成する要素(パス、レシーブ、スパイク等)の分析

↓ゲームの「相互観察！」による評価

↓生徒の特性の評価(〇〇にむいた子ども)

↓コース別の「めあて」学習による「授業効果」
ここには、全員が等しく実践を経験し(戦後民主主義の否定者はこれを目の敵にする)、各自の能力を伸ばしてからのポジション決定や六人制バレーボールのローテーションの意義を考えるという思想はありません。授業の最初からの「選別」と「個を伸ばさず」に「現状で楽しむ」という(しかも自分運で振り分けさせる!)思想が徹底しています。¹²⁾

「格技」から「武道」への名称変更をめぐっては、清く明るき「人心」の形成は、厳粛な「武道(場)」で

おこなうということ、スポーツから切り離して別の教科¹¹³としたい超党派（共産党抜き）の「武道議員連盟」の本音が見え隠れしています。

「格技指定校」での公開授業の姿が以下のように報告されています。

「授業は一糸乱れず整然としていた。…教師はほとんど口をきかない。生徒は、ひとりのリーダーを除いて全く口を開かない。時折聞こえる声は、リーダーと称する進行係のような生徒の『次は…を行ないます』という連絡だけである。それでも手渡された指導案には、グループ学習が強調されていた。」

他の報告でも、上手になること（技術の獲得）よりも「厳粛さ」や「礼節」ばかりが強調される授業展開となつています。¹¹⁴

また、高等学校柔・剣道教員資格認定制度（教員免許法の対象外で憲法・教育基本法の単位不要）の進行（一九六四年からの二〇年間にのべ七五三名が合格している）も見逃せません（戦前の教練担当教師制度との符合は考え過ぎでしょうか？）¹¹⁵。

保健教育も「健康権」を前提とした「自己主権論」ではなく、「自己責任論」としての「行動や生活のしかた」といった身辺処理に矮小化されています。そして、前回の改定で「公害問題」が「廃棄物」の項に後

退したのに続き、今回は教材からも除外されるという社会科学的視点の欠落した内容となっています。

八、健康・スポーツ分野の「通産省型再編」

今回の改定を、背景にある「臨教審」や今国会で提出されるという「生涯教育審議会」設置法案等との関連でとらえたとき、政府や財界は国民の健康やスポーツをどのように再編しようとしているのでしょうか。

「オリンピックでGNPなみの金メダル、日の丸を」との中曽根元首相の意を強く受けた「保健体育審議会答申」を端的に表現すれば、「競技スポーツは国が担当するが生涯スポーツは民間に任せる（行政のスポーツ振興からの撤退）」と要約されます。¹¹⁶

この点で、「楽しい体育」の「通産省的ねらい」は、「良質な健康・スポーツ消費者」の形成にあります。そして、その背景には、現在四兆三千億円、二一世紀には十兆円市場と評価される健康・スポーツ産業分野への大企業の進出と独占があり、センスのあるコマースシャル産業を動員した「健康・スポーツ・キャンペーン」があります。そして、「そこそこの公的サービスの水準」に見切りをつけ「身銭を切って」行なう健康・スポーツ行動¹¹⁷『「スポーツ権の放棄」が進行します。

また、公共施設の側も第三セクター方式への移行により「サービス向上」と「受益者負担の上昇」という内容に変質せざるを得なくなっています¹⁸⁾。

「生涯教育審議会」設置法案の根底には「草の根保守主義」による企業主導の地域再編があるといわれています。健康・スポーツ産業も現在のような乱開発、利潤追求という「非健全型」から「基幹産業」としての「健全な経営」を目指すべきであるとし、通産省と筑波大学をブレインとする「スポーツ産業研究会」が発足しています¹⁹⁾。

九、健康・スポーツの「主体形成」をめざして

国民の健康権・教育権・スポーツ権などを擁護するためには、子どもが遊びやスポーツの主人公（主権者）にならなくてはなりません。私達は、これを「スポーツの主体形成」と表現します。日教組のスポーツ・遊び問題検討委員会による「日本のスポーツ・遊びの現状と改革への提言」（一九八〇年五月）は、その内容を、①運動技術を中核としたスポーツ内容学習権、②スポーツ自治権、③スポーツ条件整備請求権と規定しています。

しかし、情勢は大変厳しいものです。では、子ども

の豊かな発達を願う私達の教育運動の「羅針盤」はどこにあるのでしょうか？

私達は、地域の教育運動と教師の教育実践との共同、地域と学校、父母（集団）と教師（集団）、そしてその中での子どもの発達の保証というシェーマのなかにその可能性を見いだします。そのことは、教師がさらに多忙になることを意味します。だからこそ、教師と父母の共同による職場と地域での新しい体制作りの重要性があるのだらうと思います。

十、「教育常設フォーラム」の役割

抽象的な話が続きました。ここで、「市民が新指導要領・教科書に発言する会」の役割についての一私論を提案させてもらいます。

「誰でもが泳げること」の保証を考えてみます。

この実現は、指導要領の範囲に限定しては不可能です。それは、個人の生活や運動経験による差が存在するからです。だからこそ、教師には自主教材の選択の必要性が生まれてきます。カナヅチさんの特効薬に、民主的スポーツ運動の成果としての「ドル平泳法」からの指導法があります。しかし、教育委員会サイドからの理不尽な圧力もあります。京都では、一昨年の

NHK放映翌日の小学校の研修会で根拠のない中傷があり、本年は指導要領以外の教育実践へのクレームもあった¹⁾とのことです。「伝習館高校事件」の判例を見ても、「行政処分」をチラつかせながら「指導要領の拘束性」を迫ってくる可能性も考えられます。

しかし、「誰もが泳げること」を実現することは、「教育をみんなのものに」する運動として極めて重要

〔表紙のことば〕

調理実習

那須 高明

座学に慣れた子供たちは作業をとまなう学習には初めはめんどろがって尻ごみするが、始めてみると夢中になり、仕上がった時の満足感は大い。既成品やインスタント物を食べなれている子供たちにとって調理実習はそのいい例であろう。

私の学校では普通科三年の選択科目に「食物Ⅰ」があつて、男子生徒にもけっこう人気がある。選択の理由は料理が好きだからとか、進学して自炊生活をするからが殆どで、家事は男女平等の責任と権利によつて

な意義を持っています。「フォーラム」は父母にとつては子ども達の発達の願いや可能性を実現する場として、教師にとつては民主的な教育実践を学び検証し拡大してゆく場としての役割をもっています。そして、将来的には、企業主導の草の根保守主義の「生涯教育体系」に抗して、「主権者としての国民的教養」をつちかてゆく共同体（コンミュニティ）としての役割を担

支えられるものだという意識はまだ判然とはしていません。しかし実習の時間は積極的いきいきと男女が協力して活動している。担任の先生のお話だと男子は概して臨機応変で創造的で、女子だけの時間とは違った面白さがあるという。

表紙のデッサンは小学生の授業を想定したものが実際に参観したことはない。さぞ面白い人間模様が展開されるのだらうと思いをめぐらせながらこれを描いた。

社会的な生産活動に重点を置いた学習が重視されるだけでなく、人間的豊かさ、喜びの満ちあふれた家庭を作り上げる男女共習の家庭科を実現したいものだと思う。

（なす こうめい 長岡大手高校）

ってゆくべきものであると考えます。

「教育フォーラム版スポーツ権講座・新潟の自然と山スキー編」などという教室やテキストがたくさん揃ってきたら素晴らしいと思いませんか？

(やまざき けん) 新潟大学教育学部・保健体育科

【参考文献】

- (1) 正木健雄、子どもの体力、大月書店(一九七九年)
- (2) 村田光範編、小児科MOOK・小児成人病、金原出版(一九八七年)
- (3) K・D・ウシンスキー、柴田義松訳、教育的人間学Ⅰ、明治図書(一九六〇年)
- (4) L・S・ウィゴツキー、柴田義松訳、精神発達の理論、明治図書(一九七〇年)
- (5) 近藤薫樹、集団保育とこころの発達、新日本出版社(一九六九年)
- (6) 山崎健、子供の発達の生理学・神経生理学(新潟県体育学会編「新潟体育学研究」第四巻)、一九八五年
- (7) 武藤芳照他、子どもの成長とスポーツのしかた、築地書館(一九八五年)
- (8) 武藤芳照、子どものスポーツ、東京大学出版会(一九八九九年)
- (9) 日本子どもを守る会編、子ども白書一九八九年版、草土文

化(一九八九年)

(10) 青木純一郎、発育期における適正なトレーニングとは(臨床スポーツ医学)第五巻第九号、文光社(一九八八年)

(11) 榊原義夫、臨教審下の子どもの像(運動文化研究)第七号、学校体育研究同志会(一九八九年)

(12) 教育課程検討委員会編、健康と体育・スポーツの主人公を、日本教職員組合(一九八九年)

(13) 等々力賢治、「格技」から「武道」へ(学校体育研究同志会編「楽しい体育・スポーツ」第二二号)、ベースボールマガジン社(一九八七年)

(14) 青沼裕之、保体審答申と生涯スポーツ振興方策の問題点、「NOVA」第一三三号、学校体育研究同志会(一九九〇年)

(15) 大野晃、21世紀の市民スポーツの行方(「スポーツのひろば」第二〇一号)、新日本体育連盟(一九九〇年)

(16) 濱野良生・唐木國彦・伊賀野明・村上千、座談会・スポーツ行政における民間公益法人化の振興は国民スポーツに何をもたらすか(「スポーツのひろば」第二二七号)、新日本体育連盟(一九八四年)

(17) 学校体育研究同志会京都支部機関紙、「かもがわ」第一六六号(一九九〇年) (記載ページ省略)